

令和4年度就学援助制度

町では、経済的な理由で公立の小・中学校へ児童生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助をしています。

対象 次の就学援助認定基準1～3のいずれかを満たす場合で、町が援助を必要と認める人

就学援助認定基準

1 収入見込額から社会保険料支払額を控除した額が認定基準額（生活保護法に基づき、厚生労働大臣が定める基準に準拠し算定した額）の1.3倍を超えていない人

2 次の①～⑨のいずれかの措置を受けた人（ただし、減免は災害による場合のみ）

- ①生活保護の停止または廃止
- ②市町村民税の非課税（障がい者、未成年者、寡婦または寡夫の人のみ）
- ③児童扶養手当の支給
- ④市町村民税の減免
- ⑤個人事業税の減免
- ⑥国民年金の掛金の全額免除（世帯・生計同一者全員）
- ⑦国民健康保険の保険料の減免、徴収の猶予
- ⑧生活福祉資金貸付制度の貸付
- ⑨固定資産税の減免

3 その他、教育委員が援助を必要と認める人

申請方法 希望される保護者は、子どもが通学している学校へ相談し、学校にある申請書を、学校に提出してください。また、申請書には、児童扶養手当の証書など必要書類を添付してください。

※毎年度申請が必要です。

申請時期

在校生 1月～2月
新1年生 4月上旬まで

※年度途中であっても随時申請を受け付けます。（ただし、申請月に応じて、援助額を一部減額することがあります）

援助費用

学用品費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代・オンライン学習通信費など

※認定日によって支給できないものもあります。

園子どもが通学している学校
学校教育課学校教育係 ☎(962)4820

砥部町ブランドマークはどなたでもご利用できます

砥部の魅力を全国に発信するために作成したブランドマークは、無料でお使いいただけますので、企画政策課にお申し出ください。

バリエーション（一例）全16色



四国
えひめ
砥部

詳しくは
HPを確認



企画政策課情報化推進係
☎(962)7250

蜜蜂飼育は届け出が必要

養蜂業者の他、趣味で飼育をしている人も、年に一度飼育届を提出しなければなりません。

提出方法 農林課と広田支所にある「蜜蜂飼育届」を、農林課に提出してください。（郵送による提出も可）

※申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。

提出期限 1月31日

農林課農業振興係

☎(962)5667

〒791-2195 宮内1392



詳しくは
HPを確認